

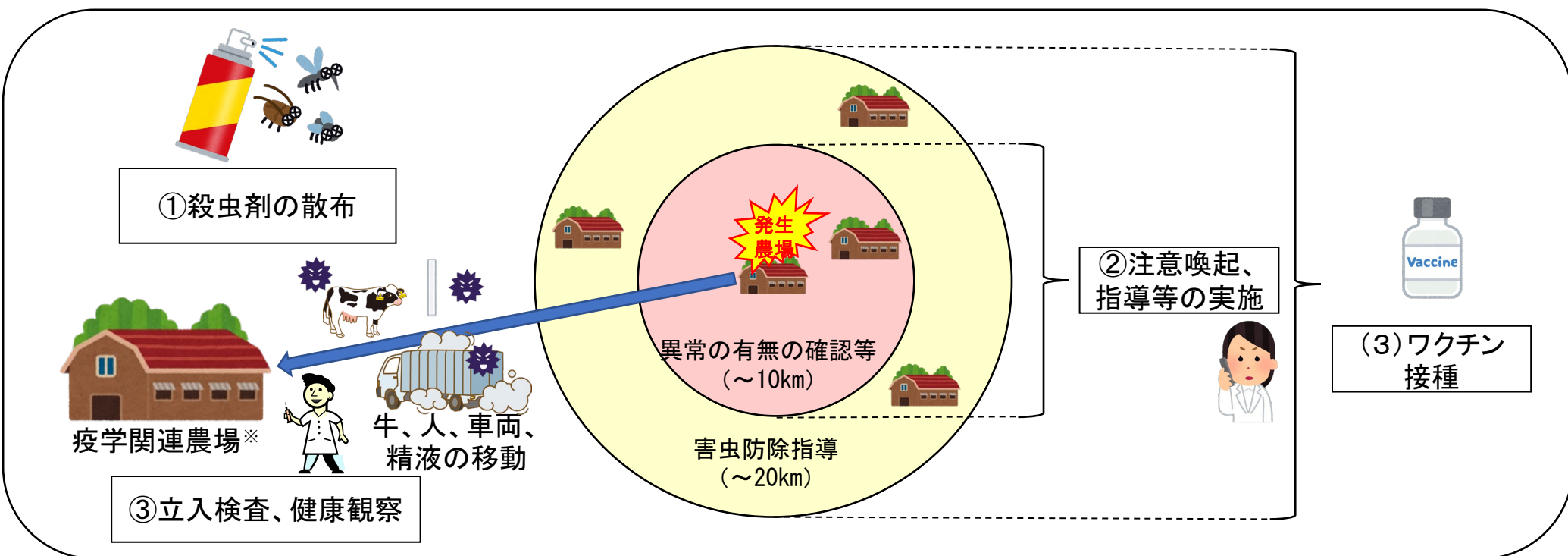
ランピースキン病発生時の対応の概要（3）

（2）周辺地域等における行政の対応

- ① 家畜防疫員による、発生農場を中心とした半径20km以内の農場に対し、害虫の防除の指導
- ② 家畜防疫員による、発生農場を中心とした半径10km以内の農場及び疫学関連農場※に対し、異状の有無について電話等により確認、注意喚起
- ③ ②の状況を踏まえ、必要に応じ家畜防疫員による立入検査の実施、28日間の健康観察を指導

（3）ワクチン接種の検討

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径20km以内の区域内における農場の家畜に対し、ワクチン接種を検討。



※ 発生農場における検体採取日から過去35日間の牛・人・車両等の移動履歴、過去42日間に発生農場で採取された精液の出荷先等の疫学情報から特定された農場

対応状況

○ 発症牛からの**生乳の出荷が出来なくなる**ため、**まん延防止対策**が重要。**発生県と連携し対策に全力を挙げる。**

対応状況

- ✓ **防疫対策要領**に基づき、以下のとおり対応。
 - **発生農場**における**生乳の出荷及び生体の移動の自粛、臨床症状を呈する牛の隔離**
 - **周辺農場**における**異状確認**（10km圏内）・**害虫防除対策**（20km圏内）
 - **周辺農場の調査及び移動牛の追跡調査**の実施
- ✓ **ワクチン接種**については、**福岡県の発生農場周辺20kmの範囲において、11月21日から開始**
（熊本県は未実施）

その他

- ✓ 都道府県における検査体制の整備

輸出への影響

- ✓ 協議の結果、輸出が制限されていた
 - ・ **香港向け牛肉**
 - ・ **台湾向け乳製品**
 - ・ **豪州向け牛肉**
 - ・ **カタル向け牛肉**については、**輸出継続が可能**に。
- ✓ **米国向け**については、
 - ・ **ワクチン接種県（福岡県）由来の牛肉**の輸出が制限されていたが、協議の結果、**3月19日に輸出が再開**

支援策

○ まん延防止対応、ワクチン接種の推進、農家の経営支援に向けて、きめ細かい支援を実施していく。

まん延防止対応

- ✓ 発症牛を**自主淘汰**した場合の**再導入**の支援
(乳用初妊牛・肉用繁殖素牛 60万円/頭)
- ✓ **出荷自粛中の生乳の適切な処理**への支援
- ✓ **農場の消毒**や**吸血昆虫対策**など、現場でのまん延防止措置への支援
(**来春に向けた適切な堆肥化处理**の徹底等)
- ✓ 発生農場における**有効な隔離**の指導
- ✓ 発生県と連携した**適切な情報発信**
- ✓ 出品・出荷時の牛の健康状態の確認の徹底

ワクチン接種の推進

- ✓ ワクチンの**無償配布**
- ✓ ワクチン接種の影響に関する**リスクコミュニケーション**

農家の経営支援

- ✓ 日本政策金融公庫に対し、**農林漁業セーフティネット資金の円滑な融通や償還猶予を要請**済み
- ✓ **家畜疾病経営維持資金**の対象に本病を追加
- ✓ **日本政策金融公庫支店に相談窓口**を設置
- ✓ 円滑な**生乳の出荷再開**に向けた**検査体制**の整備
- ✓ **子牛の引取先・販路確保**に向けた**関係者間の調整**
- ✓ **飼料関係団体**に対し、**飼料代金の支払猶予を要請**済み

発生を踏まえた課題と対応

- 昨年11月に福岡県にて、ランピースキン病が我が国で初めて発生が確認。本病は家伝法上の「届出伝染病」であることを踏まえ、家畜の所有者に対し、自主とう汰、出荷自粛、ワクチン接種等のまん延防止措置を行うよう支援や指導などを実施。
- しかしながら、その後、感染が拡大し、最終的に福岡県及び熊本県において計22事例230頭の感染が確認。まん延防止措置が支援や指導にとどまり、法的強制力をもって措置を講ずることができなかったため、十分な防疫対策を実施できなかったことが感染拡大の一因と考えられる。
- 今後も引き続き我が国で当該疾病が発生・まん延するリスクは十分想定される中、再度我が国で発生した際、十分な防疫対策が実施できなければ、日本全国に感染が拡大するおそれ。



○ランピースキン病について、殺処分の命令等、「家畜伝染病」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう、家畜伝染病予防法に基づき、新たに政令を指定し、本病を法第62条の疾病の種類として指定することについて、本審議会に諮問する。

第4回 ランピースキン病対策検討会議事概要（令和7年3月19日開催）

- 1 昨年11月に国内で初めて発生したランピースキン病について、防疫対策要領に基づいた防疫対応を検証した。
- 2 発生直後から行った、発症牛の自主とう汰、同居牛等の出荷自粛、ワクチン接種、ベクターである吸血昆虫対策等は、まん延防止対策として、それぞれ有効と考えられた。
- 3 一方で、自主とう汰への協力が得られず、発症牛が地域に残存したことや、発生農場や周辺地域でのワクチン接種の遅れが、発生拡大につながったと考えられる。
- 4 このため、今後の防疫対策を強化するためには、発症牛のとう汰を含め、必要な措置を発生地域で迅速かつ確実に実施できるようにすることが必要である。
- 5 なお、今回のウイルスは従来想定していた吸血昆虫だけでなく、牛間の接触などでも感染が拡大した可能性が考えられ、感染力が強く短期間のうちに地域で拡大していることから、感染拡大を防ぐためには、発生初期から強制力のある措置を行うことが必要である。
- 6 また、これから吸血昆虫の活動が盛んになり、発生リスクが高まることから、改めて吸血昆虫対策を徹底することが望ましい。
- 7 本病に関する防疫対応等については、今後も必要に応じて、これまで得られた知見や今般の発生状況等を踏まえ、速やかに検討していくこととする。

参 考

○第62条

家畜その他の動物について監視伝染病以外の伝染性疾病の発生又はまん延の徴があり、家畜の生産又は健康の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、**政令で、動物及び疾病の種類並びに地域を指定し、一年以内の期間を限り、第三条の二、第五条から第十二条の二まで、第三章の規定及びこれに係るこの章の規定並びに第四章の規定（第三十六条の二の規定を除く。）の全部又は一部（家畜以外の動物については、第五条から第十二条の二までの規定を除く。）を準用することができる。**

2 農林水産大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、**食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。**

ランプースキン病ウイルス株の変化について

- ランプースキン病は、EUや韓国では法に基づく殺処分を行う疾病とされているものの、我が国では届出伝染病として指定（平成10年の省令改正）。
- 今回の日本の農場で発生したランプースキン病ウイルス株は、南アフリカで初めて分離された1型とは異なり、アジアで拡大している野外株とワクチン株の組換え株の2型であることが判明。

【ウイルスの変異】（ゲノム配列による解析）

南アフリカで見つかった従来株

1950代～

1.1型

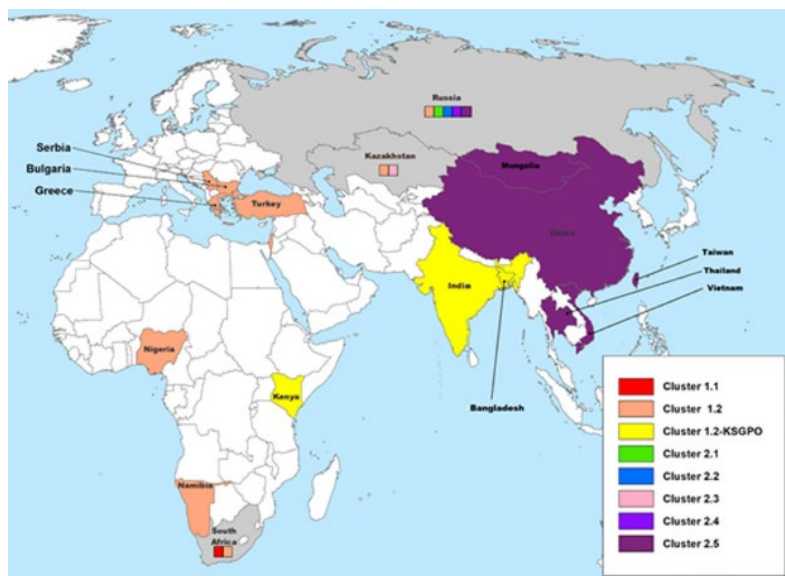
1.2型

- ・南アフリカ等で流行
- ・吸血昆虫による伝播が原因

野外株とワクチン株の組換え株

2017～

（ゲノム配列から明らかに従来株とは異なる株）



2.1型

2017～ロシアで確認

2.2型

2017～

2.3型

2018～

2.4型

2019～

2.5型

2019～

※2.5型：

- ・中国で確認。南方、東方（ベトナム、タイ、カンボジア、マレーシア、インドネシア、台湾、韓国）、北方（ロシア、モンゴル）に拡大。
- ・今回日本の発生農場で分離されたランプースキン病ウイルスの解析では、**中国株・韓国株と100%一致**との結果。

1954年から2022年までの発生における分離株の分布

(A.Mazloun et al,Front.Microbiol.14:1266759,(2023).)

日本におけるランピースキン病防疫対策

主な対応			家畜伝染病 (口蹄疫、鳥インフルエンザなど)	届出伝染病 (ランピースキン病、PEDなど)
発生予防	畜舎等の消毒	所有者の実施義務	○	○
		国庫負担	なし	なし
		根拠条項	第9条	第9条
	飼養衛生管理基準	遵守義務	○	○
		異状発生時の獣医師等への連絡	○	○
		根拠条項	第12条の3	第12条の3
まん延防止	疾病発生の届出	届出義務	○	○
		根拠条項	第13条	第4条
	特定症状の届出	届出義務	△ (口蹄疫、鳥インフルエンザなど)	—
		根拠条項	第13条の2	—
	殺処分	と殺義務	○	—
		根拠条項	第16条、第17条(知事の命令)	—
		国庫負担	実質10/10(口蹄疫等)又は4/5 (第58条)	—
	畜舎等の消毒	所有者の実施義務	○	—
		国庫負担	なし(家畜防疫員のみ○)	—
		根拠条項	第25条	—
	移動制限	設定	○	—
		根拠条項	第32条	—
		国庫負担	売上げ減少額又は 掛かり増し経費の1/2 (第60条)	—

「家畜伝染病」と「届出伝染病」について

- 「家畜伝染病」とは、家畜の伝染性疾病のうち、**病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案し、発生によるまん延を防止**するため、**殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるもの**を指す。
- 「届出伝染病」とは、**家畜伝染病のように強力な措置を講ずる必要はないものの**、行政機関が早期に疾病の発生を把握し、被害を防止することが必要な家畜伝染病に準じる重要なものを指す。

家伝法上の 類型	対象疾病	発生予防 発生を予防するための 届出、検査等	まん延防止 まん延を防止するための 届出、殺処分、移動制限等	輸出入検疫 国内外への伝播防止のための 輸出入検疫検査等
家畜伝染病 (28種類)	口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、 高病原性鳥インフルエンザ 等 【法第16条】	○	○	○
	ヨーネ病、伝達性海綿状脳症 等 【法第17条】			
届出伝染病 (71種類)	牛伝染性リンパ腫（EBL）、 ランピースキン病、牛ウイルス性 下痢（BVD） 等	○	×	○
監視伝染病 以外の 伝染性疾病	乳房炎、コクシジウム症、新疾 病等	×	×	×

家畜伝染病予防法における家畜伝染病の位置付けについて

- 家畜伝染病が発生した場合には、患畜等を殺すことによりその感染源を断ち、病原体の根絶を図ることがまん延防止のため有効かつ効果的。
- 法第16条及び第17条は、家畜伝染病のまん延防止のためのと殺又は殺処分について規定。

【参考】 第16条、第17条第1項第1号及び第2号（家畜伝染病）の考え方について

	第16条第1項	第17条第1項第1号	第17条第1項第2号
疾病	・牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜 ・牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜 ※患畜：病原体にかかっている家畜 ※疑似患畜：病原体に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜	流行性脳炎、狂犬病、<u>水疱性口内炎</u>、<u>リフトバレー熱</u>、炭疽、<u>出血性敗血症</u>、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、ピロプラズマ症、アナプラズマ症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、馬伝染性貧血、<u>アフリカ馬疫</u>、小反芻獣疫、豚水疱病、家きんコレラ、<u>ニューカッスル病</u>又は家きんサルモネラ症の患畜（下線は2号に記載のある疾病） ※患畜：病原体にかかっている家畜	牛肺疫(※16条疾病)、水疱性口内炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚水疱病、家きんコレラ又はニューカッスル病の疑似患畜 ※疑似患畜：患畜である疑いがある家畜
解釈※	患畜等を殺すことによりその感染源を断ち、病原体の根絶を図ることがまん延防止のため有効かつ、効果的であり、<u>治療法がない場合にはと殺が唯一の効果的な措置</u>	・当該疾病のまん延を防止するため殺処分することが必要と考えられる場合に限定して発動すべき。 ・隔離、治療等によりそのまん延を防止するための措置が十分に講じられていると認められる場合は発動すべきではない。	
	・家畜伝染病の中でも特に伝播力が強く、病原性が高い疾病。 ・発生した場合は、その急速なまん延により家畜に甚大な被害が生じる。	・病原性及び伝播力が16条より弱い ・患畜等が確認されたとしても同一農場で飼育する家畜の大部分を同時に処分しなければならぬ事態は想定されない	・病原性や伝播力が強く迅速果断な防疫措置を講じ速やかに病原を断つ必要がある病原体の疑似患畜 ・我が国の清浄国化に向けて防疫を強化する必要がある疾病の疑似患畜 について殺処分を命じ得ることとしている。

(参考) 諸外国におけるランピースキン病対策

○ 主要国・地域では、**ワクチン接種**及び**法に基づく殺処分**を主体とした防疫措置により本病をコントロールしている例が多い。

	法に基づく殺処分※1		殺処分畜 の補償	移動 制限※1	ワクチン接種※2、4	吸血昆虫 対策※1
	全頭殺処分	部分的殺処分 (発症牛のみ)				
EU ギリシア： 2015年8月に初発生 ブルガリア： 2016年4月に初発生	実施	-	実施 〔評価額の50% を欧州委員会が 支出し、残りを 国が負担※3〕	実施	実施 〔【ギリシア及びブルガリアの場合】 発生農場周囲農場が対象 → 全国の農場が対象 → 2023年接種終了〕	実施
韓国 初発生：2023年10月	実施 (2023年)	 実施 (2024年～)	実施 〔評価額の 100%※4、5〕	実施	実施 〔全国の農場を対象に 1回/年、予防的に接種〕	実施
台湾 初発生：2020年7月	-	実施	不明	実施	実施 〔金門島のみ全農場を対象に 1回/年、予防的に接種 本島では発生時に緊急接種を検討〕	実施 〔・ライトトラップ設置 ・牛舎周辺の草刈り〕
英国※6 未発生	実施	-	実施 〔評価額の 100%〕	実施	発生時に緊急接種を検討	実施 〔・発生農場での徹 底的な清掃消毒〕

※1 出典：WOAH WAHISデータベース

※2 出典：Lumpy skin disease as an emerging infectious disease (J Vet Sci. 2023 May;24(3):e42)

※3 出典：EU規則2021/690

※4 出典：ランピースキン病中長期防疫対策（案）（2024年12月 韓国農林畜産食品部）

※5 韓国政府は「80%」とすることについて検討中

※6 出典：Lumpy skin disease: Control Strategy for Great Britain (Department for Environment Food & Rural Affairs, June 2018)